

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月15日
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 裕
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011(251)1111
【事務連絡者氏名】	経理部財務グループ グループリーダー 阿部 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 北海道電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3217)0861
【事務連絡者氏名】	業務グループ グループリーダー 加茂 哲章
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年8月6日
【発行登録書の効力発生日】	2020年8月14日
【発行登録書の有効期限】	2022年8月13日
【発行登録番号】	2 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 210,000百万円
【発行可能額】	75,000百万円 (75,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2022年6月15日(提出日)である。
【提出理由】	2020年8月6日に提出した発行登録書の「第一部 証券情報」のうち「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

【訂正内容】  
第一部【証券情報】  
第1【募集要項】

<北海道電力株式会社第(未定)回社債(一般担保付)(グリーンボンド)に関する情報>

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金5,000百万円を社債総額とする北海道電力株式会社第(未定)回社債(一般担保付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額 : 100万円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(注)各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額5,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、社債の償還資金、並びに子会社への投融資資金に充当する予定です。

(訂正後)

設備資金、社債の償還資金、並びに子会社への投融資資金に充当する予定です。

本社債の手取金については、水力・地熱の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に対する新規投資およびリファイナンスに充当する予定です。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<北海道電力株式会社第(未定)回社債(一般担保付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンド発行のために「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」(注1)および「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注2)に則したグリーンボンド・フレームワークを策定しました。

本社債については、グリーンボンドに対する第三者評価として、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下「DNV」という。)より「グリーンボンド・フレームワーク 債券発行前 セカンド・パーティ・オピニオン」を取得しております。

加えて、本社債は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)による「R&Iグリーンボンドアセスメント」(注3)の最上位評価である「GA1」の予備評価を取得しております。

(注1)「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2)「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

(注3)「R&Iグリーンボンドアセスメント」とは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリーンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うものです。それに付随してグリーンボンド・フレームワークに関するセカンドオピニオンを提供することがあります。セカンドオピニオンとは、発行体等が定めるグリーンボンドのフレームワークが、グリーンボンド原則等に則しているかを評価するものです。

## グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポート)に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

### 1. 調達資金の用途

グリーンボンドにより調達された資金は、以下の適格クライテリアに該当するプロジェクト(適格プロジェクト)に対する新規投資およびリファイナンスに充当される予定です。リファイナンスについては、グリーンボンドの発行日から遡って36ヶ月以内に支出または出資した事業を対象とします。

#### < 適格クライテリア >

- ・水力・太陽光・地熱の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業

### 2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

資金用途とする適格プロジェクトは、事業を集約する部門が適格クライテリアに適合するプロジェクトを選定し、資金調達部門にて当該プロジェクトが適格クライテリアに適合していることを確認した上で適切な社内プロセスにより承認されます。

### 3. 調達資金の管理

グリーンボンド発行による調達資金は、四半期ごとに資金調達部門が内部管理システムおよび専用の帳簿を用い、適格プロジェクトの合計額がグリーンボンドの発行額を下回らないよう管理します。

なお、未充当資金がある場合には、現金または現金同等物にて管理します。

### 4. レポート

グリーンボンド発行による調達資金の全額が充当されるまでの間、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、年次で公表される「ほくでんグループレポート」および当社ウェブサイト以下に以下の項目を開示します。また、償還期間中、資金充当状況やインパクトに重大な変化があった場合には、その旨を開示する予定です。

#### 資金充当状況のレポート

- ・充当金額
- ・未充当金の残高
- ・調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額(または割合)

#### インパクト・レポート

- ・再生可能エネルギー種別の設備容量(MW)
- ・再生可能エネルギー種別の年間CO<sub>2</sub>排出削減量(t-CO<sub>2</sub>/y)